

厚生労働省北海道労働局発表
令和3年12月28日

報道関係者 各位

担当	<p>【照会先】 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課長 上田 敦郎 統括特別司法監督官 麓 尚行 <電話>011-709-2311 (内線 3542)</p>
----	---

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和2年の監督指導結果を公表します ～約70%で労働基準関係法令違反～

北海道労働局（局長 上田 国士）は、道内の労働基準監督署（支署）が、令和2年に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。（詳細は別添のとおり）

〔監督指導結果等の概要〕

（1）労働基準関係法令違反の状況

監督指導を実施した実習実施者 272事業場
法令違反が認められた実習実施者 189事業場(69.5%)

（2）主な法令違反の状況

- ① 安全基準（安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど） (32.7%)
- ② 割増賃金の支払
(時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど) (14.7%)
- ③ 賃金の支払(賃金不払いなど) (12.1%)

（3）今後の取組

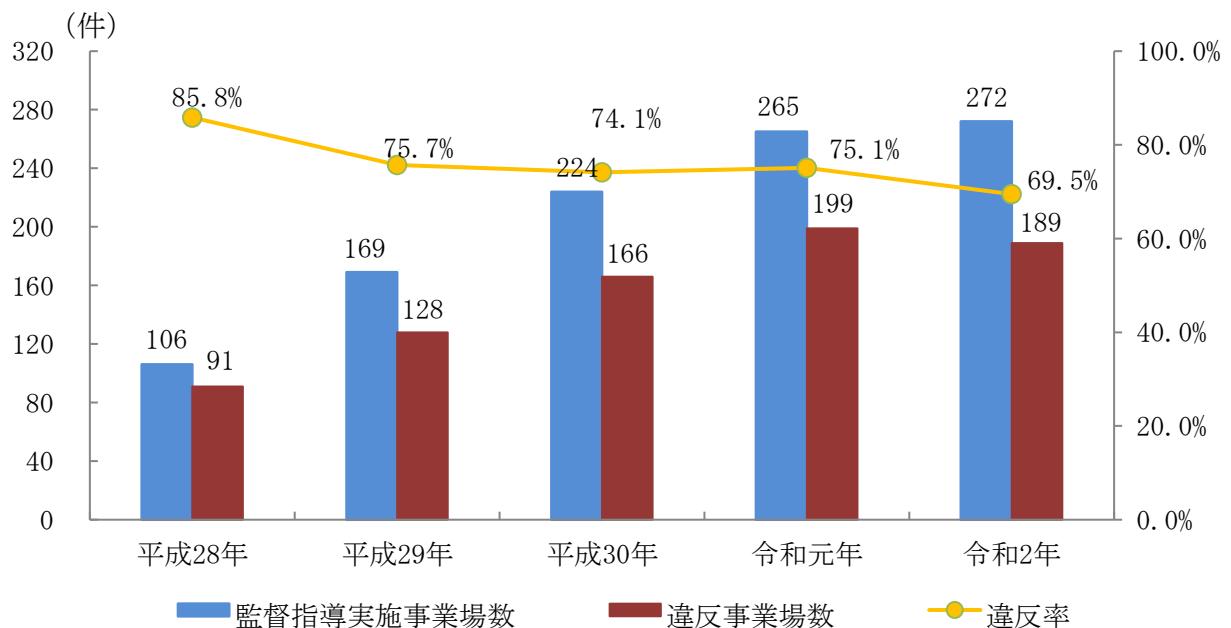
北海道労働局及び道内の労働基準監督署（支署）は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働相談など各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行う等、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

（北海道庁道政記者クラブ、北海道経済記者クラブ 同時提供）

1 監督指導状況

(1) 令和2年に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して272件の監督指導を実施し、その69.5%に当たる189件で労働基準関係法令違反が認められました（全国の状況については後記3参照）。

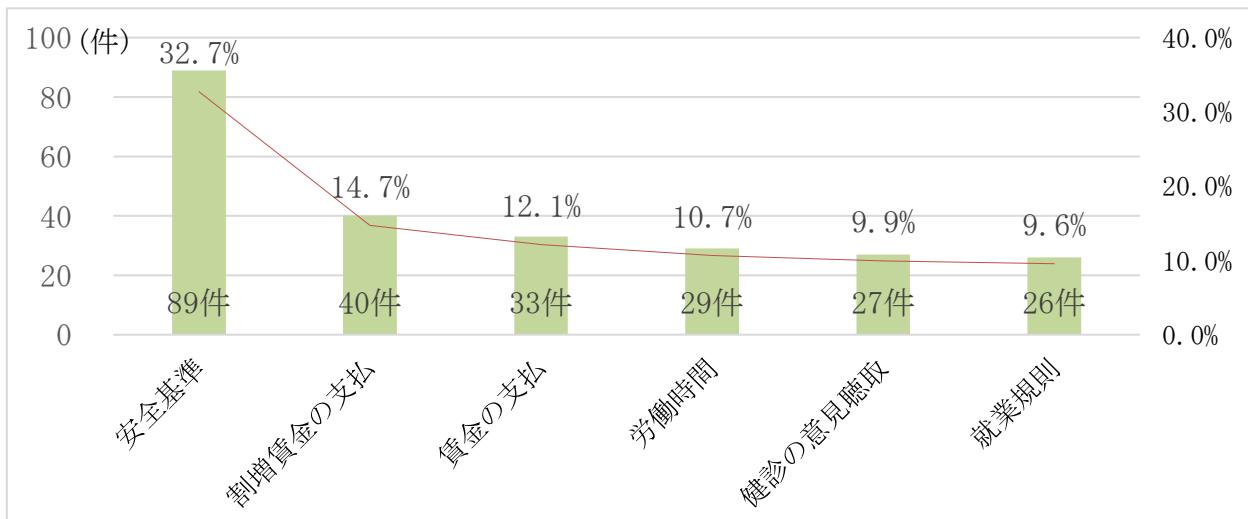
図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

(2) 主な違反内容は、①安全基準89件(32.7%)；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど)、②割増賃金の支払い40件(14.7%)；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど)、③賃金の支払い33件(12.1%)；賃金不払いなど)の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

- (3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。

事例 1 監督指導を実施し墜落防止措置等について指導

【概要】

某企業の加工場に対し、立入調査を実施したところ、技能実習生が作業する高さ 2 メートル以上の床の端に手すり等墜落防止措置が講じられておらず又技能実習生が使用する動力プレスについて法定の点検が行われていなかった。

【指導内容】

- 1 床の端に手すり等墜落防止措置を講じること及び手すり等墜落防止措置を講じるまでの間当該場所の立入禁止を命令した。
《命令事項》 労働安全衛生法第 21 条第 2 項(事業者が講ずべき措置等)
 労働安全衛生規則第 519 条第 1 項(墜落防止措置)違反
- 2 動力プレスについて法定の点検を行うよう是正勧告した。
《指導事項》 労働安全衛生法第 45 条第 1 項(定期自主検査)
 労働安全衛生規則第 134 条の 3(定期自主検査)違反
 労働安全衛生規則第 135 条の 3(特定自主検査)

【指導の結果】

床の端に手すりが設けられ、墜落防止措置が講じられた。

動力プレスについて、法定の点検が行われた。

事例 2 監督指導を実施し、割増賃金の不払について指導

【概要】

某企業に対し立入調査を実施したところ、技能実習生 15 名の時間外労働に対し、法定の率で計算した割増賃金を支払っていなかった。

【指導内容】

法定の割増率(時間外労働は 25%)以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことを是正勧告した。

《指導事項》 労働基準法第 37 条第 1 項(割増賃金の支払)違反

【指導の結果】

支払うべき割増賃金を再度計算し、技能実習生 15 名に対し、法定の割増賃金との差額として総額約 189 万円が支払われた。

2 労働基準監督機関と出入国在留管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報しています
- (2) 令和2年に、北海道内の労働基準監督機関から出入国在留管理機関へ通報^{*1}した件数は16件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報^{*2}された件数は21件でした。

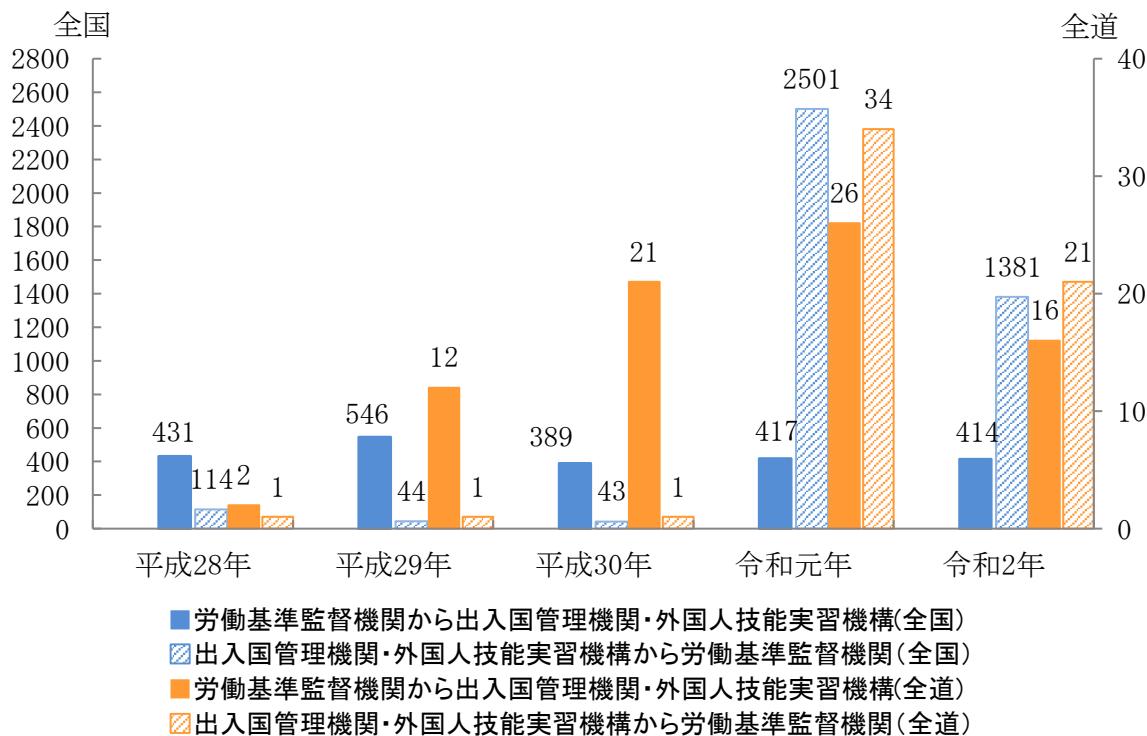
* 1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

* 2 出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国在留管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図3 労働基準監督機関と出入国管理機関・外国人技能実習機構との相互通報件数



- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導を実施しています。

3 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果
令和2年1月～令和2年12月（2020年1月～12月）

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	8,124件	272件
違反事業場数	5,752件	189件
(違反率)	(70.8%)	(69.5%)

主な違反内容	違反事業場数	
	全国	北海道
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	559 (6.9%)	16 (5.9%)
賃金の支払 (労働基準法第24条)	842 (10.4%)	33 (12.1%)
労働時間 (労働基準法第32条・第40条)	1,275 (15.7%)	29 (10.7%)
割増賃金の支払 (労働基準法第37条)	1,261 (15.5%)	40 (14.7%)
年次有給休暇 (労働基準法第39条)	365 (4.5%)	7 (2.6%)
就業規則 (労働基準法第89条)	720 (8.9%)	26 (9.6%)
賃金台帳 (労働基準法第108条)	493 (6.1%)	14 (5.1%)
法令等の周知 (労働基準法第106条)	320 (3.9%)	12 (4.4%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	1,974 (24.3%)	89 (32.7%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	608 (7.5%)	10 (3.7%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	441 (5.4%)	7 (2.6%)
時間把握 (労働安全衛生法第66条の8の3)	292 (3.6%)	10 (3.7%)